後期高齢者医療制度のお知らせ

~保険料率などの見直し~

□保険料の軽減

次の①~③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます

①均等割の軽減 世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		平成 28年度軽減後均等割額	
33 万円かつ被保険者全員が所得 0 (年金収入のみの場合受給額 80 万円以下)	9割軽減	\Rightarrow	4,980 円	約 200 円減
33 万円	8.5 割軽減	\Rightarrow	7,471 円	約 300 円減
33 万円+(26 万 5,000 円× 世帯の被保険者数)	5割軽減	\Rightarrow	24,904 円	約 800 円減
33 万円+(48 万円× 世帯の被保険者数)	2割軽減	\Rightarrow	39,847 円	約 1,300 円減

- ●軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ●昭和 26 年 1 月 1 日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに 15 万円を引いた額で 判定します。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合	
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減	

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険) の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

□年間保険料額の例

●単身世帯の場合

● 夫婦二人世帯(共に被保険者)で、妻の年金 ID 7 が 90 下田以下の担合

						収入が	80	万円以	トの場	台	
年金収入	均等割 軽 減	所得割 軽 減	平成 28 年度	前年度比		夫の 年金収入	区分	均等割 軽 減	所得割 軽 減	平成 28 年度	前年度比
80 万円	9割		4,900 円	200 円減		80 万円	夫妻	9割	_	4,900 円	200 円減
00 711 1	이 타기		4,900]	200]/成		00 711 1	妻	3 담기		4,900 円	200 円減
153 万円	8.5 割		7,400 円	300 円減		153 万円	夫妻	8.5 割		7,400 円	
100 /11 1	0.5 급)		7,400 []	300]/成		100 /11 1	妻	0.5 計	_	7,400 円	300 円減
168 万円	8.5 割	5割	15,300 円	300 円減		168 万円	夫妻	8.5 割	5割	15,300 円	300 円減
100 /11 1	0.5 님)	O FIJ	15,500 []	300]/成		100)]]]	妻	0.5 급기	_	7,400 円	300 円減
194 万円	5割	5割	46,400 円	900 円減		211万円	夫妻	5割	5割	55,300 円	
194 711 1	그 타J	O FIJ	40,400]	900]/成		2117111	妻	2 티	_	24,900 円	800 円減
194.5 万円	5割	5割	46,700 円	16,300 円減		220 万円	夫妻	5割	_	95,300 円	900 円減
134.3 /)]	O Eij	O Eil	40,700 []	10,500 1/成		220)]]]	妻	O Eil		24,900 円	800 円減
211万円	2割	5割	70,300 円	1,300 円減		221万円	夫妻	5割	_	96,300 円	16,400 円減
2117313	스 급기	그 뒤]	70,300 []	1,500 1/成		22 /)]	妻		_	24,900 円	16,200 円減
215 万円	2割		105,000 円	1,400 円減		262 万円	夫妻	2 割	_	154,400 円	1,400 円減
21371	스 함)		103,000	1,400 门,顺		202 71 [7]	妻			39,800 円	1,300 円減
216 五田	2割		106,000 円	11,700 円減		264 万円	夫妻	2割	_	156,500 円	11,700 円減
216 万円	2 剖		100,000 円	11,100 □/収	204	20 4 /] []	妻	2 刮	_	39,800 円	11,600 円減

□保険料率が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることに なっています。平成28年・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

■均等割■ (被保険者が等しく負担)

平成 26·27 年度 (年額) 51,472 円 平成 28・29 年度

(年額) **49,809 円** (1.663 円減)

■所得割■ (被保険者の所得に応じて負担) 平成 26・27 年度 10.52%

平成 28・29 年度

10.51% (0.01 ポイント減)

■賦課限度額■

(1年間の保険料の上限額)

平成 26・27 年度 57 万円

平成 28・29 年度 57 万円

(変更なし)

□均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

平成 27 年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯					
5割軽減	33 万円+(<u>26 万円</u> ×世帯の被保険者数)					
2割軽減	33 万円+(<u>47 万円</u> ×世帯の被保険者数)					



平成 28 年度から

1 /20 1	
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33 万円+(<u>26 万 5,000 円</u> ×世帯の被保険者数)
2割軽減	33 万円+(<u>48 万円</u> ×世帯の被保険者数)

保険料の計算方法(平成 28 年度)

+

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じ て負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 49,809 円 (1人当たりの額) 所得割(加入者の所得に応じた額)

(所得-33 万円) × 10.51% (所得=平成27年中)

1年間の保険料 【限度額 57 万円】 (100 円未満切り捨て)

平成28年度の個人の保険料額は、7月に個別にお知らせします

福祉保健課医療給付係(ご 47-5555 総合福祉センター 窓口 7番)

■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)

— 広報 くんねっぷ 2016.5